4　推薦書及び添付書類提出先　茨城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成26年（第64回）計量士国家試験

計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第65条の規定に基づき、計量士国家試験の場所、期日及び受験願書の提出期限その他必要な事項を次のとおり告示する。

平成25年９月２日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　試験の場所　北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄

2　試験の期日　平成26年３月２日（日）

3　試験の区分　試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士について行う。

4　受験願書（試験案内書）の配布期間　受験願書（試験案内書）の配布期間は平成25年10月１日（火）から同年10月31日（木）まで、郵送及びインターネットによる配布とする。

5　受験願書（試験案内書）の請求

①　受験願書（試験案内書）の郵便での請求

受験願書（試験案内書）の配布を希望する場合は、角型２号の封筒（返信用封筒）に、希望部数に応じて、１部希望の場合は140円、２部は200円、３部は240円、４部から８部は390円、９部から10部は580円の切手を貼付し、宛先（請求者の住所・氏名及び連絡のとれる電話番号）及び希望部数を明記の上、別の封筒（請求用封筒）に封入して下記の請求先に送付すること。請求用封筒の表面には「計量士国家試験願書○部希望」と明記すること。なお、11部以上希望する場合は、請求先に相談すること。

受験願書（試験案内書）の請求先は下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局計量行政室、各経済産業局消費経済課及び内閣府沖縄総合事務局商務通商課では受験願書（試験案内書）の配布は行わない。

＜受験願書（試験案内書）の請求先＞

〒100―8779 日本郵便銀座郵便局留　株式会社日通総合研究所内　計量士国家試験係

電話：03―4226―3000（平日９：30―17：00）

②　受験願書（試験案内書）のインターネットでの入手　受験願書(試験案内書)をインターネットで入手する場合は、下記のＵＲＬから案内書と願書をダウンロード及び印刷をすること。

なお、ダウンロードの際には、ＰＤＦファイルをダウンロードし印刷できるＰＣ環境、Ａ４のコピー用紙が印刷できるプリンタ（カラー／モノクロ、レーザー／インクジェットは問わず）、Ａ４サイズの白紙のコピー用紙が必要となるので、ＵＲＬのリンク先にある利用条件等を確認すること。

＜ＵＲＬ＞

http://keiryoshi.jp/index.html

6　受験願書の受付期間等　平成25年10月11日（金）から同年10月31日（木）まで郵送のみの受付とする（当日の消印有効）。なお、願書を提出する際には、角型２号封筒（Ａ４コピー用紙が折らずに入る封筒）に願書を入れ、封筒の表には「計量士国家試験願書在中」と明記し、提出方法は簡易書留とする。

7　受験願書の提出先　受験願書の提出先は、下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局計量行政室、各経済産業局消費経済課及び内閣府沖縄総合事務局商務通商課での受付は行わない。

＜受験願書の提出先＞

〒100―8779 日本郵便銀座郵便局留　株式会社日通総合研究所内　計量士国家試験係　電話：03―4226―3000（平日９：30―17：00）

8　提出書類

・計量士国家試験受験願書

・計量法施行規則第63条第２項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験についての合格証書の写し（願書裏面に貼付のこと。）。

・障がい等のために、受験に際して何らかの措置を希望する者は、特別措置に関する申請書

公　告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人酒井教夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年９月２日　　千葉地方法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年９月２日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成25年第４号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年９月２日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成19年７月18日頃から平成24年５月31日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

一松敬一が、業として金銭を貸し付け、１日当たり0.3％を超える割合による利息を受領した行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している、一松敬一が使用していた貸金業者の名称及び電話番号

カワカミ、090―8234―7435、080―6185―2477

⑵　利息等を受領した銀行口座

株式会社ゆうちょ銀行　園田顕芳名義　口座番号　14170―84400171

この他、橋口重幸名義、小清水秋久名義、一松敬一名義等の口座で受領している可能性があります。

⑶　主な犯行態様

○　被告人からすでに金銭の貸し付けを受けている債務者からの紹介を受けた者や、被告人がポストに投函した広告チラシを見て連絡してきた者に金銭の貸付を行う。

○　貸付時に利息（10日間で１割）を天引きし、貸付期間は数日から１か月程度である。

5　開始決定の時における給付資金の額　金65万1,602円

6　支給申請期間　平成25年９月２日から平成25年11月１日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　大阪地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成24年11月２日

⑶　確定年月日　平成24年11月17日

⑷　被告人氏名　一松　敬一

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名